

課税当局側は理由を提示し直して更正処分が可能

処分理由の提示に不備あり、 審判所が更正処分を取消し

平成23年12月の国税通則法の改正により、税務署長等が、更正又は決定などの不利益処分や納税者からの申請を拒否する処分を行う場合には、その通知書に処分の理由を記載することになった。平成25年1月1日から適用されており、制度としては定着しているが、更正通知書に記載された処分の理由の提示に不備があるか否かで争われる事案は後を絶たない。このような状況の中、国税不服審判所が6月18日に公表した裁決事例（令和5年12月15日裁決）によれば、原処分庁が提示した処分の理由の提示に不備があるとの理由で、更正処分等が全部取り消された事案があることが明らかとなった。処分の理由の提示に不備があり裁決が取り消される事案は多くはないだけに注目される。しかし、処分の理由に不備があり取り消された事案については、課税当局側が改めて更正処分を行うことが可能だ。審判所が処分の理由の提示の不備以外の争点に関して判断を示していないからだが、納税者側からすれば酷ともいえる状況に陥ることにもなりかねない。課税当局においてはより一層慎重な対応が求められそうだ。



平成23年12月の国税通則法の改正により処分の理由附記が必須に

平成23年12月の国税通則法の改正により、税務署長等が不利益処分等を行う際には、その通知書に処分の理由を記載することが必要になっている。所得税及び法人税の青色申告者に対する更正処分などのほか、白色申告者等に対する増額更正処分を行う場合や、加算税の賦課決定処分を行う場合にも理由が附記されることになり、これに伴い処分の理由の提示に不備があるか否かで争われる事案も多くなっている。

今回、国税不服審判所が公表した裁決も更正処分の理由の提示に不備があるかどうか争点の1つとなっているもの。更正処分が全部取り消された点では非常に珍しいものとい

理由の提示の不備による取消裁決として「青色欠損金控除額の加算で理由提示不備」（本誌587号、平成26年12月10日裁決（裁決事例集No.97））及び「債務控除否認の更正処分で理由提示不備」（本誌588号）のほか、審判所が公表している平成26年9月1日裁決（裁決事例集No.96）がある。

以下、具体的にみてみることにしよう。請求人（衣料品やアクセサリ等の販売を行う法人）は、中国人顧客から商品の注文を受けて、インターネット上のショッピングサイトなどで商品を販売する日本国内の複数の事業者から商品を仕入れたとして、当該仕入れの対価を課税仕入れに係る支払対価の額に含め

える。なお、本誌が把握している限りでは、確定申告をしたが、税務調査により一部

最新号（6月24日号）の掲載記事となります。
本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。